

=お知らせ=

令和5年度 CO・HC測定器定期校正の実施計画について

認証工場を対象とする標記定期校正を、通達に基づき下記により実施します。

また、該当支部の事業場(認証工場)には追ってご案内いたしますが、あらかじめご承知置き下さい。

支 部	実 施 日	実 施 場 所	時 間
甲 府 東	12月 4日(月)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
南 巨 摩 南	令和 6年1月 15日(月)	各 事 業 場 巡 回	10:00～16:00
上 野 原	3月 4日(月)	各 事 業 場 巡 回	10:30～16:00
東 八	3月 13日(水)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	3月 14日(木)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00
東 八	3月 15日(金)	振 興 会 実 習 場	9:00～16:00

令和5年度「年末の交通事故防止県民運動」の実施について

これから迎える年末は、交通渋滞が起こりやすく、日暮れが早くなる等、諸々の要因などから交通事故の多発が懸念されます。また、酒席が増える年末に向け、飲酒運転根絶の啓発活動をより一層強力に推進する必要があります。

このため、本年も12月1日（金）から12月31日（日）までの31日間、「年末の交通事故防止県民運動」を実施します。

つきましては、この運動の趣旨を十分ご理解の上、実施要綱の「重点目標」に沿ってご協力頂きますよう、よろしくお願ひします。

令和5年度「年末の交通事故防止県民運動」実施要綱（抜粋）

○目的

この運動は、交通量の増加に伴う道路の渋滞や心理的な慌ただしさ、飲酒の機会が増えるなど、様々な要因が重なり合って交通事故が発生しやすくなる年末の時期において、県民一人ひとりに交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促し、交通事故の防止を図ることを目的とする。

○期間

令和5年12月1日（金）から令和5年12月31日（日）までの31日間

○主唱

山梨県交通安全対策本部・山梨県交通対策推進協議会

○交通安全スローガン

「守るのは マナーと家族と 君の明日」

○重点目標

- 1 飲酒運転の根絶
- 2 早めのライト点灯・ハイビームの活用の徹底と反射材使用の推進
- 3 高齢者と子供の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

会員の皆様へ

車検・定期点検割引クーポンの精算について

昨年10月15日(土)に開催した「車ふれあい祭2022」において実施した「定期点検サポートキャンペーン」のクイズの賞品として下記の「車検・定期点検割引クーポン(5,000円割引券)」を当選された50名の皆様に送付しました。

この割引クーポンは、車検・定期点検及び一般整備(オイル交換等)時の料金割引クーポンとなります。ご利用がありましたらクーポン券裏面の記載内容をご確認の上、料金の精算にご協力をよろしくお願ひします。

割引クーポン表面



割引クーポン裏面

お客様へ

- AMSマークの当会会員工場で、この割引券をご利用下さい。
- AMSマークの工場は、ホームページでご確認下さい。
- 本券の有効期限は、令和5年11月30日とします。
- 車検・定期点検料金から5,000円を割引します。
- この割引券は、現金とのお引き換え及び釣り銭のお返しはしません。
- この割引券の盗難、紛失に対して、その責は負いません。
- ご記入頂いた個人情報は当会にて適切に管理し、その他の目的には使用致しません。
- 本券は1回の使用に1枚です。
また複写したものは使用できません。

HP

実施された自動車整備工場へ

- 割引券の利用があった場合は、請求金額から5,000円(税込)を割引して下さい。
- 下記の必要事項をご記入の上、振興会に割引券を持参し精算して下さい。
- 精算の期限は令和5年12月28日までとします。

〈工場記入欄〉

お客様のお名前

認証番号

8-

車両番号

実施工場名



車検・点検整備は
AMS看板の県下整備工場へ

(一社)山梨県自動車整備振興会
笛吹市石和町唐柏790(TEL055-262-4422)

OBD検査システムの「事業場ID申請」を受付けております

令和6年10月より、検査用スキャンツールを用いたOBD検査の本格運用が開始されます。この本格運用に向けたプレ運用(習熟期間)が10月から開始されました。

認証及び指定工場においてOBD検査及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムに「事業場ID申請」が必要となり、今年4月より「OBD検査ポータルサイト」において受付が開始されております。OBD検査システム及び登録に必要な情報は下記のOBD検査ポータルサイトからご確認願います。

(各種マニュアル類も下記のOBD検査ポータルサイトから入手できます。)

<https://www.obd.naltec.go.jp/>

～【OBD検査について】～

- 指定工場は、対象車の完成検査時に「OBD検査」が必要になります。
(検査用スキャンツールを使用します。)
- 認証工場についても、自工場で検査用スキャンツールを使用して「OBD検査と同等の確認(OBD確認)」を実施した場合、原則として車検場においてOBD検査が省略されます。
- OBD検査(確認)及びプレ運用を行うには、事前にOBD検査システムへの利用申請が必要になります。なお、自工場でOBD検査(確認)を実施せずに対象車を車検場に持ち込む場合には、OBD検査を車検場で実施するため利用申請は不要となります。

<振興会が実施する一括申請について(会員様向け)>

OBD検査システムの利用を希望する会員事業場の情報を振興会でとりまとめて、自動車技術総合機構(運用管理センター)に「事業場ID申請」を一括申請いたします。

振興会を経由した一括申請を希望される場合は、振興会ホームページ→会員ページ→会員専用ページ→振興会からのお知らせ→  OBD検査システムのID一括申請について→PDF資料を参照していただき必要書類(Excel データ)を添付の上、下記アドレス宛にメール送信にてお申し込みください。

なお、送信元であるメールの件名は「OBD検査システムのID一括申請」と入力して送信してください。

メールアドレス sidou@ams-net.jp

振興会ホームページ

The screenshot shows the homepage of the Vibrant Association. It features a top navigation bar with links like 'HOME', 'NEWS', 'MEMBER', 'CONTACT', and 'ABOUT'. Below this is a large banner for 'OBD検査' (OBD Inspection). To the left is a 'CONTENTS' sidebar with various news items and links. At the bottom right is a red box labeled '会員ページ' (Member Page), which is circled in red.

①振興会ホームページ会員ページへ
(ユーザー名 **ams** パスワード **amskaiin**)

③OBD検査システムのID一括申請について
→PDF資料参照

The screenshot shows the '会員専用ページ' (Member Exclusive Page). It has a header with the AMS logo and a title '会員専用ページ'. Below is a list of notifications with blue circular bullet points. One notification, '振興会からのお知らせ' (Information from the Vibrant Association), is circled in red and has a red arrow pointing to it from the first step. At the bottom are several system icons: '会員用 車検予約システム' (Member OBD Inspection Reservation System), 'FAINES', and '環境家計簿' (Environmental Household Account Book).

②振興会からのお知らせ
ボタンをクリック

④必要書類(Excel データ)を添付の上、
メール送信

なお、振興会が実施する一括申請は登録のみとなります。その後は自動車技術総合機構(運用管理センター)より申請完了及びクライアント証明書の招待コードのメールが届きますので、ご確認頂き、各事業場で作業(アプリのインストール等)を進めてください。

また、振興会での一括申請は複数の事業場から申請があることから、登録には一定の時間を要します。早急に事業場 ID が必要な方は [OBD 検査ポータル \(naltec.go.jp\)](http://naltec.go.jp)【独立行政法人 自動車技術総合機構】より個別に事業場登録をお願い致します。

<検査用スキャンツールの認定機器一覧の公開について>

令和6年10月より、OBD検査制度が導入されることに伴い、一般社団法人日本自動車機械工具協会のホームページにおいて、認定された検査用スキャンツール型式一覧表が掲載されております。今後も随時更新されますので、必要に応じてご確認くださいますようお願いいたします。

[一般社団法人日本自動車機械工具協会ホームページ <https://www.jasea.org/>](https://www.jasea.org/)

OBD 検査開始までに必要な準備

1. OBD 検査システムへの事業場・利用者登録をしてください。
2. 特定 DTC 照会アプリをインストールしてください。

・OBD 検査システムは（独）自動車技術総合機構が構築・運用している、主に整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムで、以下の①～③を総称して「OBD 検査システム」と呼称しています。

①特定 DTC 照会アプリ

OBD 検査又は OBD 確認のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可能。

②利用者管理システム

アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）

③OBD 検査結果参照システム

アプリを用いて実施した OBD 検査又は OBD 確認の結果を閲覧

- ・OBD 検査システムを利用するためには、事前にシステム利用申請（事業場 ID 申請）をしていただく必要があります。また、事業場 ID 登録後にクライアント証明書を使用する端末へインストールの上、システムにログインいただき、特定 DTC 照会アプリを利用する検査員（指定工場のみ）・工具を登録していただく必要があります。
- ・OBD 検査又は OBD 確認を実施するためには、使用する端末に特定 DTC 照会アプリをインストールする必要があります。
- ・OBD 検査システムの利用については、（独）自動車技術総合機構が開設している OBD 検査ポータル及びポータルに掲載している操作マニュアルを参照ください。

3. 検査用スキャンツールを備えてください。

- ・OBD 検査又は OBD 確認に使用する検査用スキャンツールは、「認定検査用スキャンツール」である必要があります。
- ・認定検査用スキャンツールについては、（一社）日本自動車機械工具協会のウェブサイトを参照ください。

独立行政法人自動車技術総合機構における 「OBD検査ポータル」のリリースについて

独立行政法人自動車技術総合機構より「OBD検査ポータル」がリリースされ、次のとおりプレスリリースが行われましたので、お知らせ致します。

プレスリリース



令和5年4月21日

OBD 検査システムをリリースしました！

自動車技術総合機構は、令和5年4月21日12:00(正午)に「OBD 検査システム」をリリースいたしました。また、OBD 検査システムの利用方法をまとめた「OBD 検査ポータル」とお問い合わせ窓口としての「OBD 検査コールセンター」も同時開設しています。整備事業者の皆様方におかれましては、検査項目に OBD 検査が追加される令和6年10月に向けて、ご活用ください。

1. 「OBD 検査システム」のリリースについて

「OBD 検査システム」は、主に、整備事業者が OBD 検査対象車の対象装置に対して点検・整備や検査を行う際に用いるシステムです。当該システムを利用するためには、事前に、システム利用申請(事業場 ID 申請)をしていただき、事業場 ID 登録が済みましたら OBD 検査アプリを検査用スキャンツールへインストールし、OBD 検査のプレ運用(令和5年10月から開始予定の OBD 検査の円滑な導入のための習熟期間)に向けた準備をお願いします。

<リリースした OBD 検査システムの全体概要>

- ① 特定 DTC 照会アプリ…OBD 検査のための PC 用アプリ。利用者管理システムよりダウンロード可
 - ② 利用者管理システム…アプリの利用者を登録・管理（事前のシステム利用申請が必要）
 - ③ OBD 検査結果参照システム…アプリを用いて実施した OBD 検査の結果を閲覧
- (上記①～③を総称して OBD 検査システムと呼称しています。)

2. 「OBD 検査ポータル」の開設について

OBD 検査、OBD 検査システムの概要や当該システムの利用・申請方法などをまとめたウェブサイトです。チャットボットでの問い合わせも可能です。

システム利用に必要な手続きの詳細については、当ポータルサイトに情報を載せておりますので、こちらをご確認ください。



**OBD検査
ポータル**



URL: <https://www.obd.naltec.go.jp/>

3. 「OBD 検査コールセンター」の開設について

OBD 検査ポータルでご不明点がある場合、ポータルにアクセスできない場合など、電話でお問い合わせいただけます。

4. スケジュール(経緯)

- ・令和元年5月 改正道路運送車両法成立(審査用技術情報管理事務関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の細目を定める告示の一部改正(OBD 検査の基準関係)
- ・令和2年8月 道路運送車両の保安基準第2章及び第3章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示(OBD 検査の適用関係)

(対象車)

令和3年10月1日(輸入車の場合は令和4年10月1日)以降に指定を受けた新型車

(適用日)

令和6年10月1日(輸入車の場合は令和7年10月1日)以降

<操作方法などのお問い合わせ先>

OBD 検査コールセンター **0570-022-574**

(受付時間: 月曜日から金曜日(祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く。)の午前 9 時~17 時)

お問い合わせ先
〒160-0003
東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
4階 独立行政法人 自動車技術総合機構
OBD 情報・技術センター
電話 03-5363-3441(代表)
FAX 03-5363-3347

令和7年用点検整備済ステッカー販売開始のお知らせ

令和7年度点検整備済ステッカーを11月15日より販売します。

令和6年1月1日以降に12ヶ月点検、24か月点検及び新車の納車整備を行った自家用乗用車には、令和7年用点検整備済ステッカーを貼付することになります。

また、点検整備済みステッカーの出納等については、今後も厳正な管理をお願いします。

参考 「令和7年用点検整備済ステッカー」は、令和6年1月1日以降に自家用乗用車、令和6年7月1日以降に自家用貨物車、令和6年10月1日以降に事業用車等に貼付しますが、詳細は自動車点検基準をご参照下さい。

自動車特定整備事業に係る国土交通省ホームページ掲載のお知らせ

国土交通省ホームページに特定整備事業関係情報の専用ページ「自動車特定整備事業について」が開設され、同ページにおいて、電子制御装置整備の対象車両及び整備用スキャンツールの情報等が掲載されましたのでお知らせします。

なお、上記 対象車両及び整備用スキャンツールリストは随時更新されますので、ご留意下さい。

国土交通省ホームページ「自動車特定整備事業について」

自動車⇒◆自動車整備事業⇒自動車特定整備事業について

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html

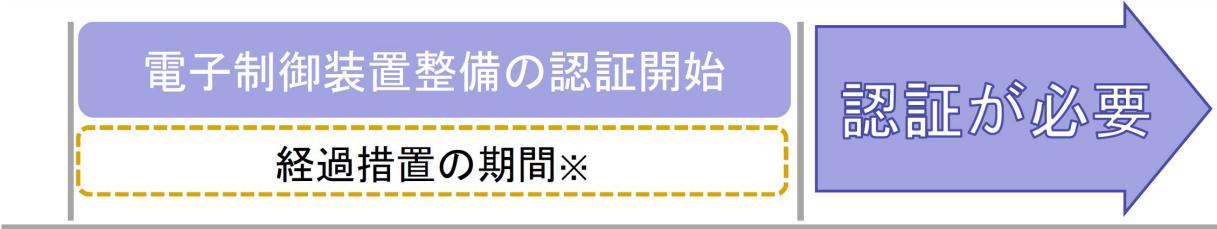
The screenshot shows the official website of the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) in Japan. The top navigation bar includes links for YouTube, Twitter, and various ministry departments like 'About the Ministry', 'Press Release', 'Policy', 'Open Data', and 'Search'. The main menu on the left lists categories such as Home, About the Ministry, Press Release, Policy, Open Data, and more. Below the main menu, a specific section for 'Automobile' is highlighted. A breadcrumb trail at the top of the page indicates the path: Home > Policy > Automobile > About the Automobile Specific Maintenance System. The main content area features a large box explaining the new 'Automobile Specific Maintenance System' (自動車特定整備制度), which replaces the previous 'Decomposition Maintenance' (分解整備). It highlights that the new system applies to vehicles equipped with electronic control units (ECUs) and automated driving systems. Two posters are displayed below this text: one titled 'NG' (Not Allowed) showing prohibited maintenance work like removing ECU components, and another titled 'STOP Illegal Maintenance!!' (STOP違法整備!!) warning against illegal maintenance of ECU-controlled parts.

自動車特定整備制度の概要

自動車特定整備制度は、従来からの分解整備に加え、自動ブレーキなどに使用される前方を監視調整や自動運行装置の整備について、「電子制御装置整備」と位置づけ、その整備に必要な事業場(

申請は、 令和6年2月までに 電子制御装置整備の認証取得

令和6年3月末で認証取得の経過措置が終了します！



※経過措置期間中に行える作業はR2.4.1以前
に行ったことがある作業のみです



運行補助装置☆または自動運行装置のある車両(R6.4.1以降)

☆衝突被害軽減ブレーキやレーンキープに係るカメラなどのセンサー、ECUやこれらのセンサーが取り付けられている車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスのこと

- 電子制御装置整備の認証がない指定工場は、保適の交付はできません
- 電子制御装置整備の認証がない認証工場等は、以下の作業はできません

認証がないとできない作業の例

スキャンツールをつないでのエーミング

認証を受けている事業者の標識
「特定整備(分解整備・電子制御装置整備)」

カメラ、レーダー、ECUの取り外し・取り付け
角度の変更

 関東運輸局長認証
普通自動車特定整備事業

カメラ、レーダー等が取り付けられている
車体前部（バンパ、グリル）、窓ガラスの脱着



複眼カメラ
(スバルHPより)



カメラ・ミリ波レーダー複合型
(レクサスHPより)

対象車両はこちら▶



電子制御装置整備の認証手続きは、管轄の運輸支局まで



国土交通省 関東運輸局